



耳助  
事件簿

CASE 13

千谷敏徳抗命事件

明治27年(1894)1月15日、大審院判事であった千谷敏徳ちやとしのりに対して、那覇地方裁判所への転所(異動)が命じられました。千谷は天保10年(1839)に土佐国に生まれ、明治政府に出仕して判事となった人物で(まだ無試験で司法官が任用されていた時代でした)、前橋地方裁判所長などを経て、明治25年11月から大審院判事を務めていました。

明治23年に制定された裁判所構成法には、判事は「刑法ノ宣告」または「懲戒ノ処分」によらなければ本人の意に反する転所を命じられないこと、「但予備判事タルトキ及補闕ノ必要ナル場合ニ於テ」はその限りではないことが規定されている(第73条)、千谷の転所もこの但書に基づくものでした。しかし、千谷は意見書や病氣届などを提出して異動を頑なに拒否し続け、懲戒裁判にかけられることになったのです。

4月4日、司法大臣芳川顕正からの命を受けた長崎控訴院検事長大島貞敏が、懲戒請求を行いました(那覇地裁は長崎控訴院の管轄区域でした)。長崎控訴院では、懲戒裁判を行わないという決定がなされましたが(5月2日)、大島検事長が抗告し、大審院の懲戒裁判所がその抗告を

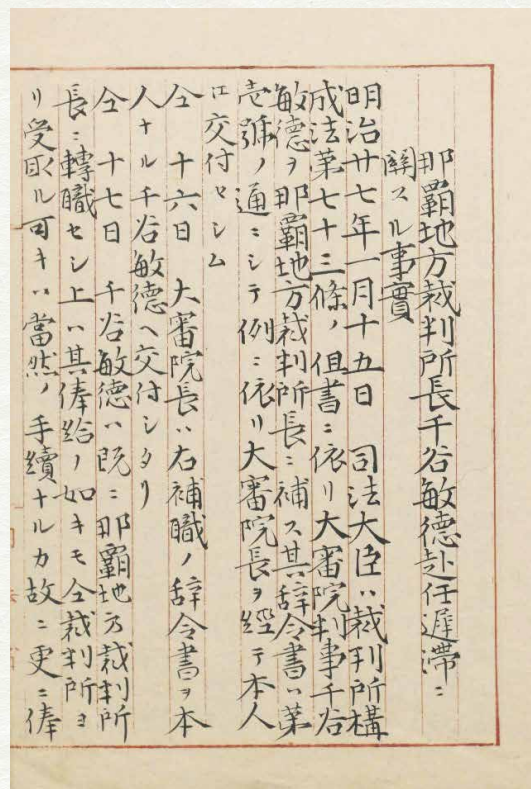
正当と判決して(5月29日)、事件は長崎控訴院に差し戻されました。その後開始された長崎控訴院での懲戒裁判では、千谷からの管轄違いの申し立ても棄却され(9月5日)、結局、大審院に上訴中の9月29日に千谷は病気で亡くなってしまいました。

複数の新聞で繰り返し報道されるなど、社会の注目を集めたこの事件は、近代的な法学教育を受けていない「老朽判事」の排除の一環でした。

当時は判事の定年制がなく、判事の人事権を持っていた司法大臣は、「身体若ハ精神ノ衰弱」(裁判所構成法第74条)の状態にあることを本人に受け入れさせるか、左遷によって強引に辞職に追い込むことで、「老朽判事」を淘汰しようとしたのです。この時期に異動を命じられたのは千谷だけでなく、また明治26年から27年までの間に退職に追い込まれた判事は、74名にも及びました。(神野潔)



千谷敏徳  
(皇居三の丸尚蔵館収蔵)



那覇地方裁判所長千谷敏徳赴任遅滞二関スル事実  
(宮内庁宮内公文書館所蔵)



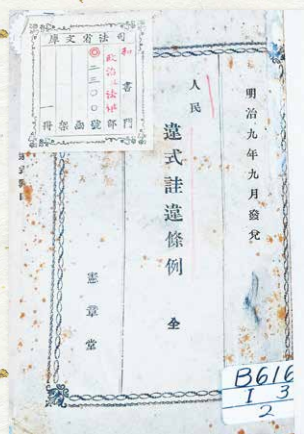
# 「明治九年九月発兌 人民違式註違条例 全」

## 「違式註違条例」(足柄裁判所検事局旧蔵書)

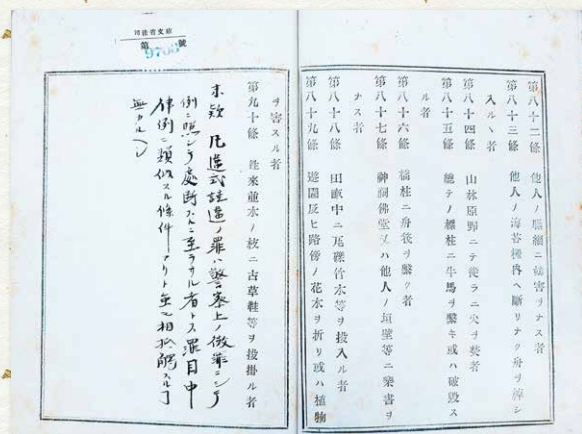
違式註違条例は今日の軽犯罪法に繋がる軽微犯罪処罰法令です。「国中ノ安寧人民ノ健康ヲ警保スル」との立法目的が掲げられ、粗野、野卑な風俗改良を目指したこの法令は、明治5年(1872)11月、全53条からなる東京違式註違条例を皮切りに、運用が始まりました。「明治九年九月発兌 人民違式註違条例 全」は、何度かの追加を経た全68条の条例を収めます。東京以外の地方には、明治6年7月に「地方違式註違条例」が布告されますが、改めて翌7年1月には、「地方実例」に合わせて増減することが命ぜられます。「違式註違条例」(足柄裁判所検事局旧蔵書)には、同じ頃に司法省が立案した「違式註違ノ罪ハ警察

上ノ微罪ニシテ(律)例ニ照シテ処断スルニ至ラサル者トス」との運用上の注意を記した墨書があります。なお足柄県が条文の増減を施した記録は見つかっておりません。

(原禎嗣)



「明治九年九月発兌 人民違式註違条例 全」



「違式註違条例」(足柄裁判所検事局旧蔵書)

### 近代司法の担い手たち

## 本尾敬三郎 1848-1924年

ロエスレルの「分身」あるいは「弟子分」ともいわれる本尾は、嘉永元年(1848)、現在の大阪に生まれました。明治3年(1870)に私費でドイツへ渡り、法律学や経済学を学びます。明治6年末頃からベルリンの公使館に出入りするようになると、翌年にはドイツ代理公使であった青木周蔵に取り立てられて「外務二等書記生」の肩書を得ました。のちに本尾は、青木の妹を妻に迎え、義弟となりますが、その青木が、お雇い外国人としてロエスレルが来日するようにアレンジしたことで、本尾とロエスレルの縁が始まります。

本尾は様々な場面でロエスレルと日本をつなぐ役割を果たします。たとえば、日本人がロエスレルに法的な質問をする際の取次ぎ、あるいは、通訳を行いました。また、ロエスレルの帰国パーティーで本尾が通訳をつとめたと

いうエピソードからは、二人の信頼関係を窺えるでしょう。とりわけ、ロエスレルが商法の編纂事業に参加していたとき、商法編纂局の委員に任命されていた本尾は、ロエスレルと日本人編纂者との連絡係として、なくてはならない存在だったといわれます。

そのような経験をはじめ、商法に関する実績を積み重ねていった本尾は「商法のエキスパート」とも呼ばれますが、明治32年には行政裁判所の選任評定官に着任しました。この人事の背景には行政裁判所をめぐる派閥争いがあったといわれ、明治39年に本尾は退職に追い込まれることとなります。西洋近代法を取り入れつつ、日本人たちがしのぎを削りながら形成していった国家は、その作り手であり、担い手でもあった本尾の目にどのように映っていたのでしょうか。

(高田久実)